

## 地図管理に関する管理業務委託契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「甲」という。）と坂野山遊地図企画 坂野翔哉（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり甲が所有する競技地図に関する管理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

- 第1条 甲及び乙は、頭書の業務の委託に際し、この契約書に定めるところに従いこれを履行しなければならない。
- 2 本契約書に明記されていない事項については、その都度甲乙協議の上これを定める。

### （目的）

- 第2条 甲所有の地図に関する調製（レイアウト・色彩・レイヤー設定等）、印刷及び販売業務を行うにあたり、これを適正かつ確実にを行うための業務を委託する。

### （業務の内容）

- 第3条 甲は、甲所有の地図に関する調製、印刷及び販売業務（以下、「地図管理業務」という。）の全部（ただし、インカレ実行委員会が発注するものを除く）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 甲または乙は必要があるときは地図管理業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。
  - 3 地図管理業務遂行に関する事務取り扱いの細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上、取り決めるものとする。
  - 4 乙は地図に関して、専門的知識・経験を活かして、甲に対し必要なアドバイスを行う。

### （注意義務）

- 第4条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への地図管理業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって地図管理業務を遂行するものとする。
- 2 乙の業務の一部を能力の確かな者に再委託する際は、その委託先情報を甲に開示し、甲の了解を得るものとする。

### （業務委託料および支払方法）

- 第5条 甲は、地図管理業務に係る業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については、別紙1「料金表」のとおりとする。
- 2 乙は、甲の幹事会にて、地図管理業務の実績について報告しなければならない。報告の内容には、販売地図名、販売枚数、販売額、販売先、地図使用日、売上総額を必ず含めなければならない。また、この報告は年度中間期と年度最終の幹事会・総会でを行うものとする。
  - 3 年度全体の報告は会計監査を経るものとする。
  - 4 乙は前項の会計監査の終了後1ヶ月以内に地図売上総額から業務委託料を差し引いた金額を甲に納入しなければならない。甲は、これをもって、乙に対する業務委託料の支払いに代える。なお、その際の振込手数料は、乙の負担とする。
  - 5 経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。

### （資料等の貸与・保管・返却・廃棄）

- 第6条 甲は、地図管理業務の遂行上必要な資料等を（以下、「資料等」という。）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 2 乙は、甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく地図管理業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
  - 3 乙は、甲より貸与された資料等を本契約に基づく地図管理業務の遂行以外の目的に複製・複製・編集等を行わないものとする。
  - 4 乙は、甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するもの

とする。

(秘密保持)

第7条 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく地図管理業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者（ただし、本件業務を再委託をした第三者を除く）に開示・漏洩しないものとする。

(履行遅延の場合における損害金等)

第8条 乙の責に帰する理由により、期間内に地図管理業務を完了することができない場合において、期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認められた時は、甲は、乙から損害金を徴収して期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、頭書の業務委託料から既に完了した地図管理業務に該当する業務委託料を控除した額に対して、三百分の1の割合を乗じて計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき理由により、業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は遅延日数に応じ、三百分の1の割合を乗じて計算した額の利息を甲に請求することができる。

(不可抗力免責)

第9条 不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

(解約)

第10条 甲および乙は本契約期間中であっても、3か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。

2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡、または継承させてはならない。

(契約期間)

第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から6ヶ月とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上のとおり甲乙間で地図管理業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和6年10月1日

甲 住所 栃木県塩谷郡塩谷町船生6082-68 山川克則記念館内  
氏名 日本学生オリエンテーリング連盟  
会長 河合 利幸 印

乙 住所 栃木県日光市小代1485-60  
氏名 坂野山遊地図企画

代表

坂野 翔哉

印

(別紙1) 料金表

学連所有地図の販売代行業務について  
地図の販売価格は1枚あたり、400円とする。

販売する地図の種類	販売地図1枚当たり 業務委託料
縮尺が15,000分の1の地図 * 1	200円
縮尺が10,000分の1で、サイズがB4以上の地図	
甲主催の行事で使用する地図 * 2	
上記以外の地図	150円

- \* 1 通常時に縮尺10,000分の1で頒布している地図を、オプションとして縮尺15,000分の1で提供する場合には適用しない。
- \* 2 インカレ・学連合宿・インカレ講習会等を指す。これら行事の会計の事情如何によっては150円に減額することもある。